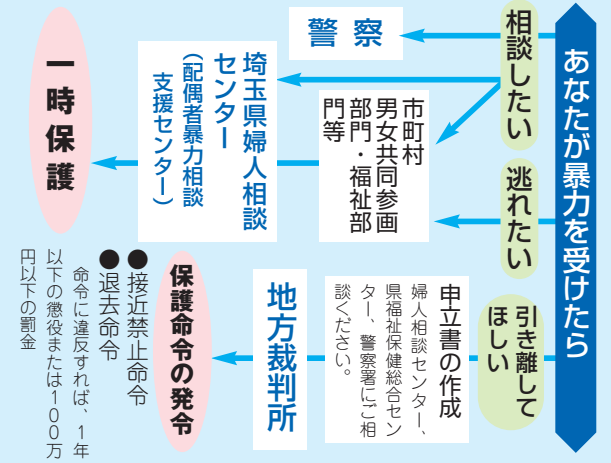


一人で悩まないで 配偶者からの暴力は犯罪です

女性への暴力の根絶に向けて、平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。その前文には、人権擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であるとされています。12月施行の改正法では、保護命令の対象に子どもも含まれます。また、退去命令の期間が2カ月間に延長され、再度の申立ても可能になったほか、離婚した相手から暴力を受けている人の保護命令申立てが可能となります。

DV防止法に基づく埼玉県内の取組み

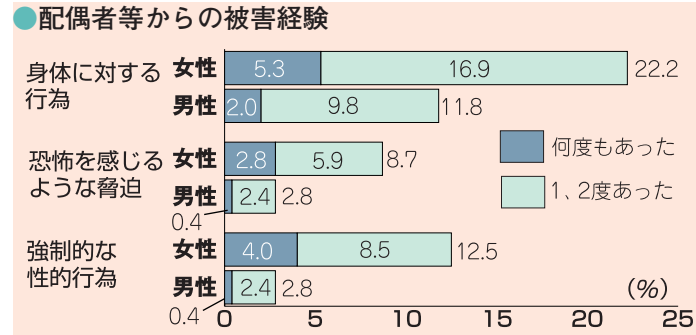


【配偶者暴力相談支援センター】被害者の相談、カウンセリング、一時保護を行うほか、自立支援、保護命令やシェルターを利用するための情報提供を行います。

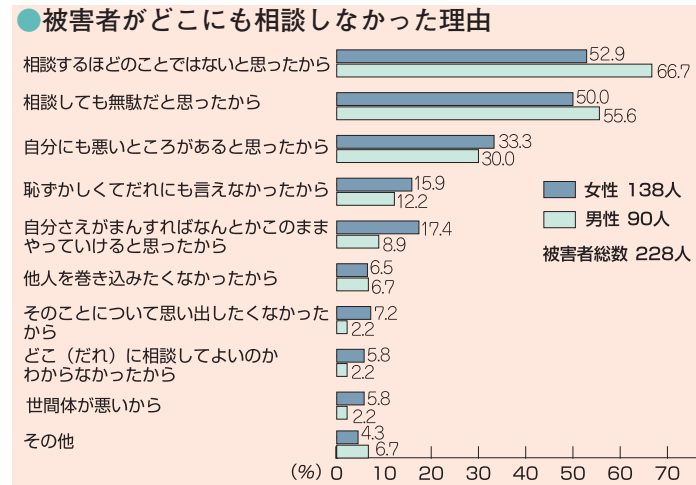
【保護命令】生命または身体に重大な危害を受ける恐れのある場合、被害者は裁判所に、次の2つの「保護命令」を申し立てることができます。

- 1 接近禁止命令 加害者が被害者の身辺につきまわったり、被害者の住居、勤務先等の付近を徘徊することを6カ月間禁止する。
- 2 退去命令 加害者が被害者とともに生活している住居から2週間出ていくことを命令する。

データに見る暴力の実態



県の調査では、「身体に対する行為」のあった人は、「何度もあった」「1、2度あった」を合わせると、約2割となっている。3つの行為とも、被害を受けたことがあるのは男性より女性の方が多い。



資料/内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」（平成14年）
被害者の多くは、「相談するほどのことではなかった」「相談しても無駄だと思った」「自分にも悪いところがある」と感じている。

● さいたま市における女性相談の件数

| 平成14年度 | | 平成15年度 | | 平成16年度（4～7月） | |
|--------|-----|--------|-----|--------------|-----|
| 相談件数 | DV | 相談件数 | DV | 相談件数 | DV |
| 1,171 | 327 | 962 | 325 | 689 | 161 |

女性の生き方、家庭の問題などの相談の中で、ここ数年、DV相談の件数が多い。

様々な暴力のカタチ

身体的暴力

平手で打つ/足で蹴る/げんこつでなぐる/刃物などの凶器をからだにつきつける/髪をひっぱる/首をしめる/引きずりまわす/物をなげつける など

精神的暴力

大声でどなる/「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う/電話や手紙を細かくチェックしたりする/生活費を渡さない/外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする/なぐるそぶりや、物をなげつけるふりをして、おどかす など

性的暴力

嫌がっているのに性行為を強要する/中絶を強要する/避妊に協力しない など

どんなことが暴力なの？
暴力というと、殴る、けるといった「身体的な暴力」のみを連想しがちですが、それだけではありません。大声で怒鳴ったり、逆に何を言っても無視したり、生活費を渡さない、大切なものを壊すなどの「精神的な暴力」、さらに、嫌がっているのに性的行為を強要する、避妊に協力しないといった「性的な暴力」も含まれます。大抵の場合、暴力の種類は一つではなく、いくつもの要素が重なりあって起こります。そして、家庭という密室で繰り返される暴力は、いつしか女性の人格を深く傷つけ、時には命をも奪ってしまつたのです。
なぜ、暴力は起るの？
暴力をふるう男性に特定のタイプはありません。年齢、学歴、職業、収入、社会的な地位も様々です。職場や地域社会では人望があり、とても暴力をふるうように見えない人もいます。また、女性の性格、態度や言動によって起こるものでもありません。
女性への暴力は、男性より女性を低く見る、妻は夫に従うべきといった性差別が根強く残るなかで、社会

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

趣旨 ● 地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組みを一層強化する。
主催 ● 内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁を築いていくことが何より大切といえます。

暴力の防止に向けて

女性への暴力は、決して一部の人の問題ではありません。暴力の根絶に向け、人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力を容認しない社会を形成することが必要です。女性への暴力をなくしていくには、男女が対等で、お互いに尊重しあえる「男女共同参画社会」を築いていくことが何より大切といえます。
さらに、子どもが暴力を目撃したり、受けたりするケースも少なくありません。こうした子どもたちは、心身に傷を負うだけでなく、感情表現や問題解決への手段として暴力を用いることを学習してしまふ恐れがあります。
また、親密な関係の中で繰り返される暴力は、精神的にも深刻な影響をもたらします。無気力や人間不信に陥ったり、うつ症状、自殺願望が現れるなど、日常生活に支障をきたす被害がみられます。
さらに、子どもが暴力を目撃したり、受けたりするケースも少なくありません。こうした子どもたちは、心身に傷を負うだけでなく、感情表現や問題解決への手段として暴力を用いることを学習してしまふ恐れがあります。
身体的被害としては、あざ、切り傷、骨折、やけど、鼓膜・目・歯の損傷など様々な外傷を受けています。なかには一生治らないケガを負わされたり、また外傷が治っても頭痛、不眠、吐き気、身体の震えなどの後遺症に悩まされたりすることもあります。
また、親密な関係の中で繰り返される暴力は、精神的にも深刻な影響をもたらします。無気力や人間不信に陥ったり、うつ症状、自殺願望が現れるなど、日常生活に支障をきたす被害がみられます。

通信員 Report

女性への暴力の根絶に向けて 戒能民江先生にお聞きしました



プロフィール/お茶の水女子大学教授。元内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会委員。主な著書に「ドメスティック・バイオレンス」、「ドメスティック・バイオレンス防止法」(編著、など)



Q 暴力の受けとり方、傷つく度合いは人によって様々のように思います。それがDVであるという基準はあるのでしょうか。
(廣瀬浩子さん)



A 暴力の程度は、第三者が判断できるものではありません。基準は暴力を受けた女性の側にあるのです。ただはつきりしているのは、相手にケガをさせなくても、また相手の身体に触れなくても、相手の心身を傷つける行為はすべて暴力にあたるということです。
また、よく「夫婦げんか」と「DV」はどが違ふの？という声を聞きます。DVの場合、まず対等な立場で争っていないということ。そして、一番の違いは、DVは支配力や権力行使する暴力であるという点です。他人に対する暴力が犯罪になるように、たとえ夫婦げんかであっても、決して暴力は許されるものではないのです。

Q 隣人がDVを受けているのではないかと感じた場合、プライバシーの観点からどう関わっていくのが、迷います。よい方法はないでしょうか。(相馬匡さん)



A 当事者から直接相談されたのではないときは、慎重に行動する必要があります。暴力を受けていることを世間に知られたくないと感じていたり、また他人に話したことが知られて暴力がひどくなることを恐れているからです。ある人は花束に相談機関の情報を書いたカードを添えて、持っていたそうです。私たちにできるのは、役立つ情報を伝えてあげること。そして相手から相談を受けた場合、まず相手の話じっくり耳を傾けることです。

Q 相手を怒らすようなことを言うなど、女性の側にも問題がある場合もあるのでは？
(増田啓子さん)



A 仮に女性に非があったとしても、暴力をふるうていいということにはなりません。DVが一般的な暴力と大きく異なるのは、暴力を受けている女性が「私が悪いから」と思いこまされてしまうことです。たいてい暴力をふるう男性は「あの場合は仕方ない」「教育してやっただけ」と、自分の暴力を正当化します。しかし実際、暴力をふるう側に明確な理由がない場合が多く、思い通りにならないことをきっかけに暴力をふるうケースが多いのです。

Q 男性は、どのような関係の人に説得された場合、暴力を止める事例が多いのでしょうか。(岡本精文さん)



A 残念ながら、暴力をふるっている自覚がないのですから暴力を止めさせるのは難しいといえます。それよりもやはり暴力を受けた人のサポートなど、自分たちでできることから始めることをお勧めします。例えば、被害者にとって相談機関に行くことは、とても勇気とエネルギーのいることです。その際、一緒に同行してあげてみてはどうでしょうか。また行政と連携して啓発活動をしたり、あるいは若い世代の暴力防止教育なども重要です。